



# 平成24年度も岩美町住宅新築・ リフォーム資金助成事業をおこないます

町では、快適な住環境整備の促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅新築およびリフォームに対する助成金制度を平成23年度に新設したところ、好評いただきましたので、本年度も引き続き本事業を実施します。住宅の新築やリフォームを考えておられる町民の皆さん、ぜひご利用ください。

## 1. リフォーム助成

### 対象工事

- ・住宅の修繕・補修及び増改築
- ・壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等の模様替え
- ・その他住宅に附属する設備の設置・交換および改修等  
(工事内容が助成対象となるかどうかご不明な場合は、お問合せください)

### 条件等

- ・工事費が10万円以上のもの
- ・町の他の制度による助成を受けていないもの  
(重複しない部分について対象となることがありますのでご相談ください)
- ・平成25年3月末までに申請して着工できるもの
- ・町内に所在する法人事業所又は町内に住所を有する個人事業所の施工であること  
(町では、業者の紹介・斡旋等はありません)

### 対象住宅

- ・町内に所有し自ら居住する住宅であること
- ・日常的に居住する建物(母屋)のみを対象とし、別荘・倉庫等は対象としない

### 申込み資格 (次の要件すべてに該当すること)

- ・町内在住で本町に住民登録又は外国人登録をしている方
- ・本人及び同居家族が町税や町の使用料等を滞納していない方

### 助成額

- ・助成対象工事にかかる費用の10% (上限10万円、千円未満の端数は切り捨て)
- ・ただし、次の①②いずれかに該当する場合には助成対象工事にかかる費用の15% (上限15万円、千円未満の端数は切り捨て)
  - ①18歳以下の子どもを養育する世帯(子育て世帯)
  - ②同一世帯内に2世代以上の夫婦(親世代については夫婦の離別・死別を問わない)が居住している世帯(多世代同居世帯)

### ※リフォーム助成の上限について

本制度による助成金の合計額が上限(通常は10万円、子育て世帯および多世代同居世帯は15万円)に達するまでは、複数回のご利用(交付申請)が可能です。

昨年度上限額いっぱいのお金を受けられた方(世帯)は、本制度をご利用できません。

住宅新築・リフォーム資金助成事業に関するお問い合わせは、住民生活課住宅係までお気軽にどうぞ。☎73-1415

## 2. 新築助成

### 対象工事

- ・対象工事は住宅の新築とし、条件等はリフォーム助成を準用する。  
ただし、町外の業者による施工でも可とする

### 対象住宅

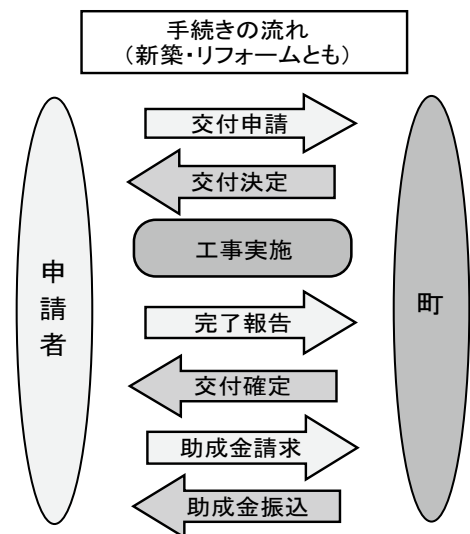
- ・自ら居住するために町内に建築する住宅であること
- ・日常的に居住する建物のみを対象とし、別荘・倉庫等は対象としない

### 申込み資格 (次の要件すべてに該当すること)

- ・町内在住で本町に住民登録又は外国人登録をしているか、住宅の新築に伴って転入予定の方
- ・住宅の新築後5年以上、本町に居住する予定である方
- ・本人及び同居家族が町税や町の使用料等を滞納していない方  
(転入の場合は、前住所地における同様の証明が必要となります)

### 助成額 (1回のみ)

- ・20万円
- ・ただし、同一世帯内に2世代以上の夫婦(親世代については夫婦の離別・死別を問わない)が居住する予定の世帯(多世代同居世帯)については、25万円



※工事に着手してからの交付申請はできません。必ず、着手前に交付申請してください。